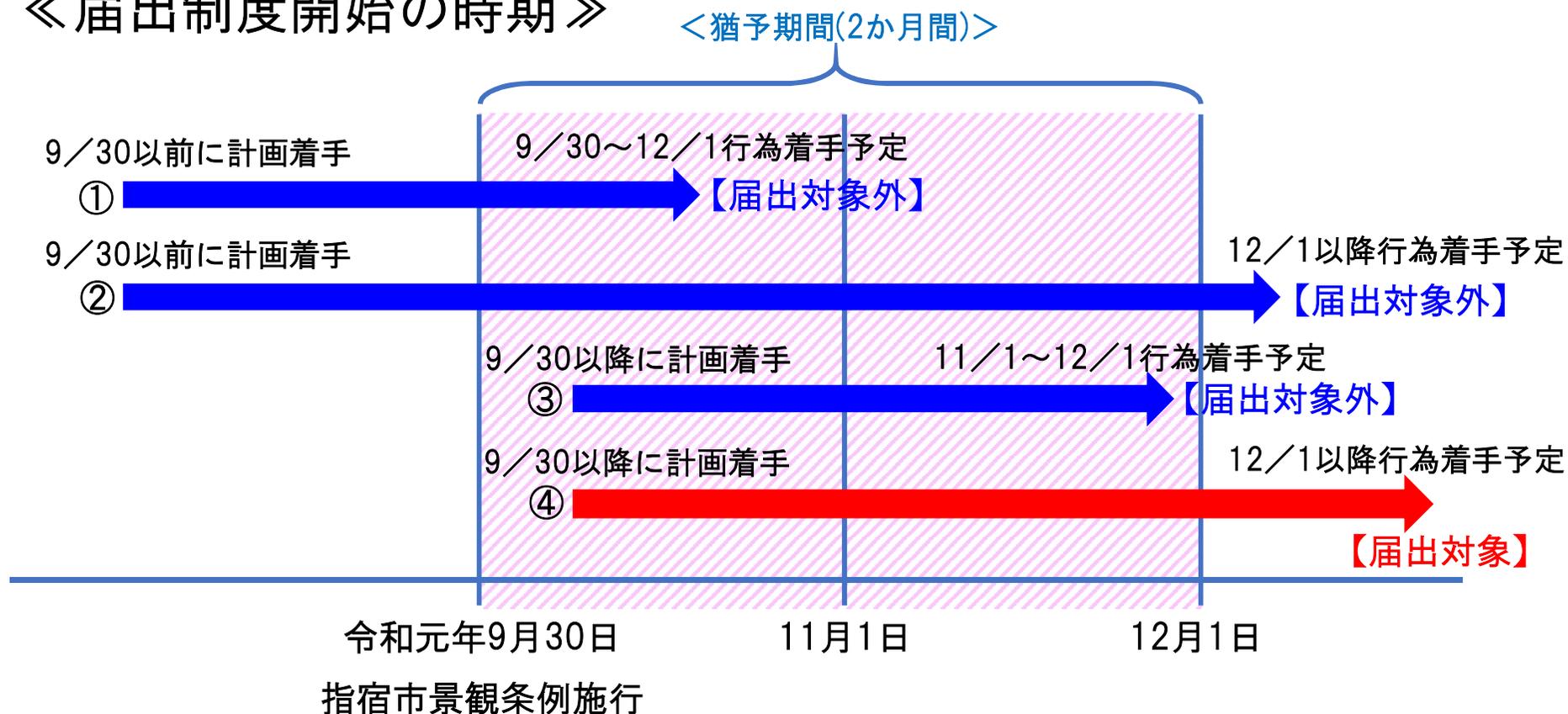




# 指宿市景観条例に基づく届出開始の時期に関する考え方

## 《届出制度開始の時期》



※令和元年9月30日の指宿市景観条例施行に合わせて届出制度が開始されるが、一定の猶予期間を設定  
※行為着手の30日前の届出及び届出の30日以前の事前協議の合計を考慮して62日(約2カ月)を猶予期間  
とし、9月30日以降に対象行為の計画に着手し、12月1日以降に行為の着手をするものから届出対象  
とする。(届出の対象となるかの判断に迷った場合は、都市・海岸整備課までご相談ください。)